

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

いわき都市計画緑地を変更する案について、いわき市の住民及び利害関係人は、東日本大震災復興特別区域法第四十八条第五項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を福島県いわき建設事務所長又はいわき市長を経由して、三の2に掲げる縦覧期間内に福島県に提出することができる。

（都市計画課）

目 次

公 告

○ 東日本大震災復興特別区域法により都市計画を変更する件

公 告

公告第七十一号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四十八条第四項の規定により、いわき市復興整備計画にいわき都市計画の変更に係るいわき都市計画に定めるべき事項を次のとおり記載する予定である。

なお、東日本大震災復興特別区域法により都市計画を変更する件（平成三十一年福島県公告第六十号）は、廃止する。

平成三十一年四月十六日

福島県知事 内堀 雅雄

一 都市計画の変更の種類及び名称

1 種類 いわき都市計画緑地

2 名称 九号豊間防災緑地

二 都市計画の変更を定める土地の区域

都市計画から除外される土地の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所 福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課及びいわき市都市建設部都市計画課

2 縦覧期間 平成三十一年四月十九日から同年五月十三日まで

四 その他

2 縦覧期間

平成三十一年四月十九日から同年五月十三日まで